

## **[事案 2019-244] 失効取消等請求**

・令和2年8月17日 和解成立

### **<事案の概要>**

多数の契約をさせられたことにより、必要な契約が失効したことを不服として、失効および不要な契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成24年8月に契約した利差配当付利率変動型積立保険等7件の契約について、以下の理由により、必要な契約であった3件の契約の失効の取消しを求めるとともに、その他の不要な契約を取り消して既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1) 募集人から多数の契約をさせられたことで、多額の保険料を支払うことができず、必要な契約が失効した。
- (2) 不要な契約の申込書類は、募集人が勝手に書いたものである。
- (3) 募集人が勝手に行った契約の保険料は募集人が立替えていたが、反社会的勢力と思われる人物を通して、立替えた保険料相当額を請求された。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各契約の申込書における契約者の筆跡は同一であると考えられ、募集人の筆跡とは異なる。被保険者の筆跡もいずれも募集人の筆跡とは異なる。
- (2) 一時期、申立人は募集人に印鑑と通帳を預けていたが、その間の契約を募集人が勝手にしたのであれば、募集人は申立人から預かっている印鑑を使用することが合理的であるが、実際には異なる印鑑を使用しており不自然である。
- (3) 募集人は申立人に対し、何らかの債権を有していたと推測されるが、保険料の立替えがなされていたかどうかは確認できない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。